

第 7 回

総会議事録

日 時 令和3年1月13日（水）13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和2年7月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
欠	1	安達 良一	
欠	2	石川 富夫	運営委員
欠	3	高橋 徳郎	編集委員
欠	4	井上 敏嗣	
欠	5	今野 智夫	
出	6	丹野 都弘	第3ブロック長
出	7	阿部 芳徳	第2ブロック長
欠	8	草苺 典美	運営委員
出	9	丸子 宏	編集委員
出	10	長澤 弘	農政委員会委員長、運営委員
欠	11	鍵水 豊	
欠	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	編集委員
出	15	新関 さとみ	編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会副委員長、運営委員
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	運営委員
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	第1ブロック長、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

第7回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議 事

議 第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地改良完了報告書の受理について

(5) 農地法第4条の規定による許可について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

(7) 農地法第4条届出書受理通知書の返戻について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和3年 2 月 12 日（金）

次回の委員調査について 令和3年 2 月 9 日（火）

7 その他

8 閉 会

第7回総会議事録

(令和3年1月13日(水) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 16名
 欠席委員 8名
 開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に、ご報告がございます。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症については、一都三県を対象に緊急事態宣言が出されるなど、予断を許さない状況にあります。年度内は、審議に参加いただく人数を減じて総会を開催し、参集委員のみで審議することとなっております。</p> <p>また、外部との会議についても、十分な感染症対策をとって開催することとし、会食を伴う懇談は行わないことといたします。農業委員同士の飲酒を伴う会合・懇親会等についても自粛をお願いいたします。</p> <p>それでは、現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数16名、欠席委員数8名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>山形市農業委員会総会議事規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はございません。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	(開会) 及び (あいさつ)
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、21番 森田 委員、22番 伊藤 委員にお願いし、書記に渡邊 主事を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書1ページからお願いします。</p> <p>議 第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p>

<p>議 長</p> <p>丸子委員</p>	<p>2ページの80号から3ページの91号まで9件です。 2ページをお願いします。</p> <p>80号について市外の方による、代替地の取得です。 前回保留となった案件で、委員調査案件となっております。</p> <p>84号について、隣接地の買受です。 譲受人は農業をして50年になる方で、現在、母と2人で農業に従事しております。</p> <p>85号、86号について、賃借権設定による新規就農です。 関連案件となっている3ページの91号の使用貸借権の設定と合わせて3,214㎡を借受けようとするものです。 委員調査案件となっております。</p> <p>87号、88号、89号について、法人による、市街化区域内の農地について、解除条件付きの賃借権設定です。 委員調査案件となっております。</p> <p>90号について、賃借権設定による経営拡張です。 譲受人は農業をして4年目の認定新規就農者で、現在、1人で農業に従事しております。</p> <p>91号については、先程説明させていただきましたので割愛させていただきます。</p> <p>以上、事務局説明案件については、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 80号案件について9番 丸子 委員から報告をお願いします。</p> <p>9番 丸子です。 80号案件について、ご報告いたします。 事務局からあったように、この案件につきましては、前回の総会で保留になった案件であります。 保留になったポイントとしましては、水稻の生産計画において、確定していない作業内容があったということです。 これにつきましては、改善についての回答が提出されておりますので、それを含めて報告したいと思います。</p> <p>権利の種類については、市外在住者による所有権移転であります。 所有する農地が大江町の柳川温泉少し手前あたりの地区に集中しております。そこに県道バイパスの拡幅工事が入りまして、それにより減少した農地の代替農地を探していたところ、申請地が売却予定で有ることを知り購入しようとしたものです。 譲受人について、職業は[REDACTED]をしております。家族は妻と二人で、従事日数はそれぞれ160日となっております。同じ会社に勤めている息子さんが江俣地区に住居を求めたため、将来的に息子さんに農業を手伝ってもらうことを想定してお</p>
------------------------	--

ります。

使用目的は、稲作をするということです。稲作の経験としては、大江町の実家の父親が3年ほど前に他界するまでは、譲受人が主に営農をしており、水稻栽培についても機械の操作を含め、約35年の経験があるということになります。

現在の営農状況は、田が49.25a、畑が11.2aとなっております。今回の申請地との両方を管理するのは大変だと思いますが、近隣の地区に住んでいる私の知り合いの推進委員に聞いたところ、この辺は山の谷間になっているところで、イノシシの被害が甚大で、まともに営農できる所ではない、ということを知っています。

今栽培しているのは、ワラビと細竹です。その他は保全管理をしているということです。ワラビは6月に草刈りをして肥料を散布するだけということで、管理が非常に楽だということです。そのため、申請地と両方管理できると聞いています。ただ、6月に草刈りをするわけですので、8月に行われる農地パトロールの時点では、遊休農地であると判断されることが十分に考えられます。

農業機械の所有状況ですが、写真を提出されております。機械は大江町の実家近くの作業小屋に保管されておまして、必要に応じて、1.5tのトラックを所有しておりますので、トラックで運んで使用するとしております。

内容としては、14.5馬力のトラクター、耕耘機、耕運ロータリー、ドライブハロー、自走式のセット動噴、自走式の乗用草刈機、運搬車、アルミブリッジ、1.5tのトラック、他に写真はありますが、背負いの動力散布機、バインダー、刈払機、糞摺り機も有ると聞いております。

トラクターにナンバーが無いということ指摘しましたところ、その後、ナンバー取得の書類が提出されております。

通作距離は、自宅から20km、車で15分となっております。会社が嶋の[]にありまして、フルタイムで勤務しているわけではないので、水管理と細かい作業は会社の帰りでもできると考えられます。

作業体系ですが、耕運・代掻き・田植・水管理・除草は譲受人が行い、刈取り・乾燥調製・糞摺り・出荷は昨年度まで申請地で耕作してきた方に委託するということです。委託については同意を得ているということです。

水稻の苗は80枚を委託する方から購入するとともに、米作りと周辺の農地に影響がないように管理することについて、助言・指導もお願いするという事で同意を得ております。

代掻き用のドライブハローも所有しておりますが、幅がありますので、大型特殊免許が必要だということ指摘しましたところ、耕運ロータリーで行うという事を考えているようです。

水稻防除については、出羽地区の水稻防除組合に委託をしました。出荷先は、山形農協とするために、[]に山形農協天神支店にて出荷契約等を含めて山形農協に加入の申し込みをしております。

<p>議 長 阿 部 委 員</p>	<p>最上川中流土地改良区と堰上げをする漆山の水利組合への加入については土地取得後に行うということです。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断しております。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、85号、86号、関連案件の91号案件について7番阿部委員から報告お願ひします。</p> <p>7番阿部です。</p> <p>私の方から、85号、86号、91号について報告させていただきたいと思ひます。</p> <p>85号、86号については、場所は、キュウリ団地でありまして、その一部で賃貸借契約を結ぶということでありまして。</p> <p>85号については、賃貸料が一反歩当たり [REDACTED]、86号については、一反歩当たり [REDACTED]、ということでありまして。91号については、祖父の土地ですので、使用貸借で借りるということでありまして。賃貸料は無償ということになります。</p> <p>借受人の状況ですが、新規就農者でありまして、2年前に愛知県からUターンして来たということでありまして。</p> <p>家族は、父母・祖父母・姉の6人家族です。父母と祖父母が畜産農家をやっております、80頭ほどの肥育牛を育てているということでありまして。本人は新たな農業をやってみたいということで、畜産部門から離れまして、キュウリをメインとした野菜栽培農家を目指すということでした。</p> <p>使用目的ですが、85号・86号についてはJAやまがたの西部営農センター北側にあるハウス団地を使用してキュウリを栽培するということでした。</p> <p>91号については、祖父名義の農地を借りるものでありまして、既に間口7m、奥行き50mほどの2棟のハウスがあります。そこで、小松菜・ミニトマト・キュウリを栽培するということでありまして。現在は小松菜がハウスに植えられております。</p> <p>農業機械の所有状況ですが、トラクター・動噴・軽ワゴンを各1台ということでした。</p> <p>通作距離ですが、85号・86号のハウス団地については、13km、車で20分かかるとのことでした。91号については1km、車で5分ということでした。</p> <p>ハウス団地までの距離が20分かかるとのことなので、作業時に最低2回は往復しないといけないということなので、課題があるのかな、ということでしたが、若さで頑張るとのことでした。</p> <p>令和2年の5月から既にハウス団地でキュウリを栽培しているということでありまして</p> <p>労働力について、若干不足するかもしれませんが、多忙な時には臨時の方を1名雇うということでした。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断した次第であります。</p>
------------------------	---

議長

次に、87号、88号、89号案件について16番金子委員から報告をお願いします。

金子委員

16番金子の方から、87号、88号、89号案件について報告させていただきます。

申請地については、議案書記載のとおりになっております。

権利の種類につきまして、賃借権の設定・新規就農で、一般法人の農業参入です。

借受人は、[]に法人設立、山形県内の母子・寡婦及び父子家庭に対する雇用機会の拡充、子どもに対する学習支援及び生活支援等を行っている法人であります。この度、畑作農業を中心とした障がい者支援の就労継続支援B型事業所の開設を計画しており、野菜等を生産するため新たに農地を借り入れ、法人として農業経営を行う目的で申請に至っております。

契約期間は、[]です。賃借料は、10a当たり[]となっております。

現在の営農状況は、田・畑ともございません。

事業計画等につきましては、圃場管理、農作業従事職員を2名配置し、事業利用者約20名とともに農作業を行います。作物は、露地での葉物・根菜類等のそ菜栽培およびハウス内でキノコの菌床栽培を計画しており、収穫した農作物はインターネット「食べチョク」等を利用したセット販売を見込んでおります。農業機械は、従事職員のうち東根市在住で兼業農家の方より法人がリースする計画であります。トラクター、耕耘機および2tトラックをリース予定で、必要に応じ東根市の自宅より2tトラックで搬入するとしております。営農指導として、そ菜もその方が担当し、キノコ類については菌床の仕入れ先で[]にある[]より栽培指導を受けるとのことです。事業費につきましては、土地の賃借料のほか、ビニールハウス設置費用、野菜苗や菌床の購入費用等として[]の支出を自己資金として計画しております。地域での取り組みにつきましては、福祉事業としての農業参入であり、農協への加入は当面考えておりませんが、地域の共同作業等には参加していくというところでございます。また、農福連携の一環として近隣農家の手伝い等も行い、積極的に地域と関わっていくところでございます。

この申請地は、元の耕作者が体調不良で耕作できなかったため数年遊休化しており、北側住宅地の住人より苦情が寄せられる等、地域でも問題になっていた農地です。譲受人による耕作が実現すれば遊休農地の解消に繋がり、事務局としても望ましいと考えておりました。

なお、申請地はイノシシ等による食害が問題となっている土地のため、適切な防除対策を行うよう、また農福連携の実現のため、地域と関わりながらぜひしっかりと取り組んでいただくよう、この案件を仲介しました石川委員にもご指導くださるようお願いをしたいと思います。

譲渡人は3人で、合計5,029㎡となっております。

議長	<p>以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。</p>
梅津委員	<p>13番の梅津です。</p> <p>今、ご説明がありましたが、88号と89号につきましては、地目が田となっていますが、畑ではないのですか。</p>
金子委員	<p>地目は、田です。場所につきましては、盃山ゴルフ練習場の手前で田んぼとしてあります。ここ何年か遊休化しておりますが、現地確認した段階では雪に覆われていて、状況はわかりませんでした。借受けて、トラクターで耕耘して畑にするということでした。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
森田委員	<p>21番 森田です。</p> <p>87号から89号について、先程2名の管理者がいるということでしたが、その方は農業をやってこられた方なのですか。</p>
金子委員	<p>1人は元教員の方です。■■■■まで教員をしていました。父親が体調を崩し、家業を代わりにするために退職をし、約2町歩の田畑を耕作していたという話でした。今回の案件については、知的障がいの方が農業を行うということです。教育に携わっていた方なので、目配りができるのではないのか、と私なりに判断させていただきました。</p> <p>もう1人の方も、母親の実家が東根なので、サクランボ等農業の経験があるのかな、と思ったところです。ただ、薬物を無農薬で栽培するということがだったので、周りの状況から、「大丈夫ですか」と聞いたところ、「食べチョコ」という産直販売を使うにあたって、無農薬でない取り扱いをいただけないということでした。ましてや、障がい者の方なので、舐めたり等あると思います。いろいろ勉強なさっている方なのかな、と思いました</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
森田委員	<p>障がい者の方だと、いろいろ目配り気配りしないと大変なところもあるのです。そうゆうことであれば、わかりました。</p>
新関委員	<p>この87・88・89号案件は、つまり、障がい者の方の働く場を確保し、売上というよりは生きがいということと、農地を遊休化しないというところに、焦点をあてて考えてよろしいということになりますか。</p>
金子委員	<p>そのとおりだと思います。</p>

工藤委員	<p>17番 工藤です。</p> <p>佐藤委員が言ったことは、もったもな懸念かな、と思います。</p> <p>無農薬で栽培した時に、虫の対応と病気の対応に分かれるわけです。</p> <p>その時に、農薬を使わないわけで、物理的な手段とか代替的な技術が農業総合研究センターでも前にやった蓄積があります。そのような情報を入れ込みながら対応していかないと、せっかくの良い取り組みなのに、失敗してしまうリスクも高いのかなとってしまうのです。</p> <p>是非とも地元の総合支庁の農業技術普及課とか農業総合研究センターからのサポートをいただくように導いていく必要があるのかな、と感じたところです。</p>
議 長	<p>それでは、そのへんのアドバイスもよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
議 長	<p>それでは、私から一つ質問を金子委員にしたいと思います。</p> <p>労働環境についてです。ゴルフ練習場があって、夜10時過ぎまで水銀灯が点いているので、虫はそちらの方に行くのかな、と思います。</p> <p>やはり、休憩所、トイレ、そしてゴルフ場に行くのにけっこう車の出入りがあるわけですが、そこで仕事をする時の駐車場関係についてです。そのような労働環境状況はどのようになっているのか、お知らせ願えればと思います。</p>
金子委員	<p>駐車場につきましては、申請地に接する道路の脇に譲渡人3名の方の所有地があるそうです。そこに、ワゴン車や軽自動車を駐車可能なスペースがあるということです。</p> <p>休憩施設につきましては、小白川の事務所まで、約5分で帰るということでした。例えば、朝9時頃から作業を始めて、昼までで一旦事務所に戻るという説明でした。ですから、事務所に近いということで、この土地を選んだということです。</p> <p>周りが山林とゴルフ練習場なので、虫がいるということで、その対応として、トンネルに狭くならないようにネットを掛けるということです。</p> <p>障がい者なので長時間の労働はキツイかなと思います。それで、一旦事務所に戻って休憩をとる判断をしたわけです。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>それでは、他にございませんか。</p> <p>他の案件でもけっこうです。</p>
議 長	<p>それでは、無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第34号について、許可することに異議ありませんか。</p>

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
議	長	<p>次に進みます。</p> <p>議第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>議第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、5ページの72号から6ページの78号の7件です。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>72号について、場所は伊達城三丁目で、山形刑務所から、南西へ約200mに位置し、3種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、市内の共同住宅に妻と子の3人で生活しておりますが、自身が理想とする環境で子育てをしたいと考え、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>8ページをご覧下さい。</p> <p>73号について、場所は上桜田で、山形市養護老人ホームあご荘から西へ約150mに位置し、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、敷地拡張して庭です。</p> <p>譲受人は、申請地に隣接する住宅に居住しておりますが、敷地が狭く、冬場の排雪に困る状況であることから、住宅裏の当該農地を譲り受け、家庭菜園を兼ねた庭や排雪場所として使用するものです。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>74号について、場所は、松原で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>75号について、場所は漆山で、JR漆山駅から北へ約760mに位置し、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、敷地拡張して駐車場の設置です。</p> <p>譲受人である宗教法人廣善寺が管理する墓地は、墓地利用者の駐車場が無く、墓参りなどの際の利用に苦慮していたことから、隣接する当該農地を譲り受け、駐車場を設置するものです。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>76号について、場所は蔵王飯田で、敷地拡張して駐車場及び運動場の設置です。委員調査案件となっております。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>77号について、場所は下東山で、高瀬コミュニティセンターから</p>

<p>議 長 金子委員</p>	<p>南東へ約560mに位置し、2種農地と判断しております。 転用目的は、敷地拡張して通路です。 譲受人は、申請地に隣接する住宅に居住しておりますが、住宅への出入口となる通路は官地と併せても2.3m程度と幅が狭く、危険を感じる状況であることから、当該農地を譲り受け、通路を拡幅するものです。 13ページをご覧ください。 78号について、場所は新開三丁目で、山形刑務所から南へ約640mに位置し、3種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築です。 譲受人は、現在、天童市内の共同住宅で生活しておりますが、子供が生まれたことから、通勤面などから環境の整った山形市北部にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。 以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 74号案件について、16番 金子委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、74号案件についての報告をさせていただきます。 申請人及び内容については記載のとおりです。 転用する理由としまして、建築条件付き宅地分譲29区画となっております。 譲受人は、天童市に本社を置き、不動産事業等を営む法人です。申請地周辺は宅地化が進んでおり、分譲事業には最適であると判断したことから、関係地権者に相談したところ協議がまとまったため申請に至っております。3種農地であり、基準等は満たしていることから許可できるものと判断しております。 具体的な申請場所につきましては、申請地はJR蔵王駅より南東へ約270mの範囲内に位置する農地です。鉄道駅から300mの範囲内にあることから3種農地と判断しました。 被害防除対策ですが、汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は宅地について地下浸透、開発道路は新設側溝から既存市道側溝へ接続となっております。なお、最上川中流土地改良区からの意見書が添付されております。 その他必要事項としまして、土地取得費は[REDACTED]、1㎡あたり[REDACTED]、坪当たり[REDACTED]となっております。土地造成費は[REDACTED]、建築費は[REDACTED]となっております。1棟あたりの売買価格は[REDACTED]から[REDACTED]ということでございます。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、76号案件について、7番 阿部委員から報告をお願いします。</p>

阿部委員	<p>7番 阿部です。</p> <p>資料の11ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>転用する場所は、旧蔵王高校跡地に隣接する、地目が山林で現況が畑の1,824㎡です。斜線部分です。</p> <p>転用する理由なのですが、跡地は明正学園のグラウンドになっておりますが、ここに一面が人工芝のサッカー場があります。そして、管理棟があって、その管理棟の上に野球場を建設しているところであります。サッカーの試合をするにあたって、父兄とか相手の選手等がたくさん来て、駐車場が足りない状況であるということでもあります。場合によっては、近くのヒルズサンピアの駐車場を借りて、観戦に来ているという状況でありまして、その駐車場が手狭になったということから、隣接するこの斜線部分の場所を取得して転用するというものです。この転用する場所から、図からすれば下の方になるわけですが、ずっと10haほどの畑が広がっておりまして、転用する場所は1種農地であるということですが、これは明正学園の土地に対して隣接する転用する場所の面積が1/2以下ということで、転用の基準を満たしているということになっております。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。</p> <p>被害防除対策ですが、汚水はなし、生活雑排水はなし、雨水は地下浸透、土地改良区区域外ということでもあります。</p> <p>土地の取得費は [REDACTED]、1㎡あたり [REDACTED]、坪当たり [REDACTED] ということです。土地造成費は、 [REDACTED] ということでもあります。</p> <p>11ページの右の図の申請地の隣に道があるわけですが、その奥に様々な畑があるわけですが、ここを駐車場にした場合に混み合うのではないのか、という指摘をしたところ、ロータリー方式により一方通行にして、交通緩和をするということでありました。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	<p>長 ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議	<p>長 無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第35号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	<p>長 全員異議なしと認め、議 第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>
議	<p>長 次に進みます。</p> <p>議 第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>

事務局

議案書14ページをお願いします。

議第36号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

内容は、15ページの80号から19ページの140号まで61件です。

15ページをお願いします。

80号、81号と82号、83号について、市農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。

土地引渡し後、利用集積で貸付予定です。

84号、85号から17ページの112号、113号まで、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。

土地引渡し後は、利用集積で貸付予定です。

114号、115号と116号、117号について、同じ借人による農協転貸の利用集積の解約での解約で、貸人主導の解約です。

土地引渡し後、利用集積で貸付予定です。

118号、119号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後、自作する、です。

120号、121号から18ページの126号、127号まで、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。

土地引渡し後、利用集積で貸付予定です。

128号、129号について、中間管理権の解除で、借人主導の解約です。土地引渡し後、利用集積で貸付予定です。

130号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。

土地引渡し後、利用集積で貸付予定です。

131号について、利用集積の解約で、貸人主導の解約です。

土地引渡し後、転用目的で売却予定です。

132号について、農地法第3条の貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後、農地法で貸付予定です。

133号について、農地法第3条の貸借の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後、自作する、です。

134号について、農地法第3条の貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後、自作する、です。

135号から19ページの137号まで、農地法第3条の貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後、利用集積で貸付予定です。

138号について、農地法第3条の貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後、農地法で貸付予定です。

139号について、農地法第3条の貸借の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後、自作する、です。

140号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。

	<p>土地引渡し後、自作する、です。</p> <p>当案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認しており、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。議 第36号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決めます。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項の(1)から(7)まで、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>続きまして、報告事項について説明いたします。</p> <p>議案書の20ページをお願いします。</p> <p>報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理については、21ページの101号から32ページの123号まで23件を受理しております。</p> <p>次に、33ページをお願いします。</p> <p>報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理については、34ページの49号から19号まで3件を受理しております。</p> <p>次に、35ページをお願いします。</p> <p>報告事項(3)、農地法第5条届出書の受理については、36ページの50号から37ページの55号まで6件を受理しております。</p> <p>次に、38ページをお願いします。</p> <p>報告事項(4)の、農地改良完了報告書の受理については、39ページの15号、1件を受理しております。</p> <p>次に、40ページをお願いします。</p> <p>報告事項(5)の、農地法第4条の規定による許可につきましては、41ページの1号、1件について許可書を交付しております。</p> <p>次に、42ページをお願いします。</p> <p>報告事項(6)の、農地法第5条の規定による許可につきましては、43ページの33号から45ページの71号まで10件について許可書を交付しております。</p>

	<p>次に、46ページをお願いします。</p> <p>報告事項(7)の、農地法第4条届出書受理通知書の返戻につきましては、47ページの1号、1件について、転用計画の変更を理由に返戻を受けております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p> <p>次回の定例総会は、2月12日金曜日に開催予定です。 委員調査については、調査日は、2月9日火曜日の予定です。 調査委員については、11番 鎌水 委員、13番 梅津 委員にお願いしたいと思います。なお、出席のない鎌水委員にはあらかじめ連絡を取らせていただきましたので、よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>阿 部 委 員</p>	<p>次に、7のその他について、何かございますか。</p> <p>今回は変則的な総会ということで、コロナ禍ということではわかるのですが、何とか委員全員で総会を行うような工面をしていただけないかな、と思っております。</p> <p>会場を広く別な場所に設定するとか、是非全員出席のうえで協議するというようなことをやっていただきたいな、と痛感をしているところです。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>そのことにつきましては、事務局とも再三意見の交換を行っております。会議は私どもの会議の他に、庁内のかなりの場所でソーシャルディスタンスを保ちながらやっているのが現状であります。11階は市長の記者会見で使うということで、一番大きな部屋はもう既に埋まっているという状況です。ここから近いのはJA山形さんの大会議室とかそういうところを利用させていただくということではありますが、なかなか調整がつかないというのが今の現況かと思っております。</p> <p>詳しくは事務局からの説明をよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>有料の会場ですと、取れなくはない可能性はありますが、今その予算については、コロナを想定しておりませんので、予算立てはしていない状況であります。また、研修等に行ってください関係も、今回、インターネット上で研修を受けてくれというようなことで、極力人が集まらない状況を訴えられる中、現在はやむを得ないという判断をしております。</p> <p>コロナの状況を見ながら、会長または運営委員のみなさんと相談させていただきたいと思っておりますので、どうかご了承をいただければと思っております。</p> <p>状況を見ながら、許される部分については、そのように対応していきたいということではありますが、先般、緊急事態宣言が出され、農地</p>

	<p>利用最適化推進委員の傍聴をご遠慮願ったという経過がございます。 許認可についての様々な案件を処理しなければならない中で、ここでコロナが発生したということになりますと、過半数の出席に満たなくなれば、議案が進んでいかないということになります。そのあたりもご理解をいただきながら、なるべく意に沿った形はとりたいと思いますが、もうしばらくご辛抱願えればと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。</p>
<p>議 長 事務 局</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>12月の定例総会で決定いただいた、新たな「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をお手元に配布させていただきました。 指針については、山形市のホームページで公表しており、本日、出席のない委員と推進委員の皆様にも送付させていただく予定です。 地区ごとの実情を踏まえ、目標の達成に向けた具体的な活動については、各ブロックや地域で話し合っていたいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>今の件を含めまして、他に皆さんからございませんか。</p> <p>何もなければ、これで第7回総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。</p> <p>(閉会午後2時25分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 